

【制度の概要】 樹木採取権は川中・川下の企業の皆さんの提案により、川上を担う事業者の方が採取権者となり事業を実施する制度です。

樹木採取権の設定に当たっては、はじめに川中・川下の企業を対象に新規需要動向調査(マーケット・サウンディング:以下MS)を実施し、木材需要増加の実現性が確認された森林計画区において、その内容を公表したうえで樹木採取区の指定を行います。

指定後、採取区内の樹木を採取する権利(樹木採取権)を有する事業者(主として川上の事業者)を公募し、応募者の審査後、権利が設定されます。そのため、樹木の採取は、MSを実施した年度の翌々年度以降(例:R8年度MS実施箇所は、R10年度より採取可能)になります。

MSによる公募対象者(資格要件)

素材(原木)を製品の原材料として使用する者(木材利用事業者)又は当該製品を利用する事業を行う者(木材製品利用事業者)のうち、MSを行う森林計画区を素材の集荷圏に含む構想を有する者



樹木採取権者公募対象者(資格要件)

- ・樹木採取区の所在する都道府県において、森林経営管理法第36条第2項に基づき公表された民間事業者、又は同条同項に規定する要件(経営管理と効率的かつ安定的に行う能力等)に該当するか否かを判断する基準を満たす民間事業者
- ・木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが确实と認められる者
- ・樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽を樹木の採取と一体的に行う旨の意思を表明した者

連動



MSの実施から、樹木採取区の指定→樹木採取権の設定→採取までの大まかなスケジュール



【MSによる構想提供書の記載項目】

★ 新たな木材需要創出の内容等

ア 新たな木材需要創出の内容、時期及び規模

イ 当該需要が発生する地域及びその集荷圏

ウ 想定素材購入価格、最終消費者までのサプライチェーン(連携する川下の事業者の具体名)、目標とする規模に到達する年数とその道行き(計画・構想、進捗度合い、地域(地方公共団体等)との調整状況)、実現可能性・確実性に関する情報

★ 事業の実施体制

新たな木材需要創出に向けて連携が必要となる川上の事業者及びその労働力の状況、伐採後の再造林に係る労働力確保の見込み(雇用状況や事業体間での連携状況)等)

★ 新たな木材需要創出のうち、樹木採取権制度により調達を希望する数量、時期及び民有林からの調達予定数量、民有林との連携・協調方策その他地域振興への寄与方策



【構想提供書の主な確認事項】



★ 基本的な事項 → 事業化のスケジュールをどのように見込んでいるか

→ 事業計画の具体化が進んでいるか。

↓ 実現性を確認するうえで最も注視する点

★ 川上の事業者との連携に関する事項 → 協定の締結等により連携する具体的な川上の事業者の目途がついているか。

★ 川下の事業者との連携に関する事項 → 連携する具体的な川下の事業者の目途がついているか。

★ 地方公共団体等との調整に関する事項 → 都道府県、業界団体等の調整が行われているか

※ヒアリングや審査の結果を踏まえ、実現性の確認がされた場合

提案内容の
公表

樹木採取区
指定の検討

樹木採取区
指定

【令和8年度MS対象森林計画区とスケジュール(予定)】

森林管理局	森林計画区
北海道(3)	石狩空知、上川北部、後志胆振
東北(1)	米代川
関東(1)	吾妻
四国(1)	安芸
九州(1)	大隅

年度	R7年度	R8年度					R9年度	R10年度
	3	4	5	6	7	8~3	4~3	4~3
実施内容	MS (新規需要創出動向調査) の実施 (公募期間) ※MS対象となる全森林計画区						樹木採取区 の 指定	樹木採取権者の 公募
	・ヒアリング ・提案の公表 ・選定作業							
	・樹木採取区 の 検討 ・各意見聴取等 ・収穫調査(園)						・実施契約等締結 ・樹木料等納付 採取スタート	

※中部局、近畿中国局は、令和8年のMS対象森林計画区の該当はなし。

※年度ごとのMS対象森林計画区は、林野庁HPを参照

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu.rinya/kokumin_mori/ryuiki/attach/pdf/jyumokusaisiyuken-11.pdf

※MSは、R8.3~7月の期間で3か月の期間を確保したかたちで実施。詳しくは各局の公募情報を確認してください。

※樹木採取区
の
指定・設定・採取の開始時期は、予定であり、多少の前後はあり得る。

樹木採取区が指定可能と見込まれる森林計画区

(): 権利設定済

森林管理局	対象計画区数 (権利設定済)	マーケットサウンディング実施年				
		R5	R6	R7	R8	R9
北海道	11 (1)	2	2	1 (1)	3	3
		日高、渡島檜山	網走東部、胆振東部	(釧路根室)	石狩空知、上川北部、後志胆振	上川南部、網走西部、十勝
東北	10 (2)	3 (2)	2	1	1	3
		最上村山、(三八上北)、(雄物川)	東青、宮城南部	津軽	米代川	下北、馬淵川上流、宮城北部
関東	8 (1)	3	2		1	2 (1)
		阿武隈川、西毛、下越	那珂川、利根上流		吾妻	鬼怒川、(八溝多賀)
中部	2 (1)	1				1 (1)
		宮・庄川				(千曲川上流)
近中	4 (1)	1	1 (1)	1		1
		江の川上流	(高梁川下流)	瀬戸内		旭川
四国	4 (1)			2 (1)	1	1
				南予、(四万十川)	安芸	嶺北仁淀
九州	4 (1)	1	1		2 (1)	
		北薩	始良		大隅、(球磨川)	
合計	43 (8)	11 (2)	8 (1)	5 (2)	8 (1)	11 (2)

注1. () は既に樹木採取権を設定している森林計画区又はその数(内数)。当該森林計画区ではマーケットサウンディングは実施しない。

2. 本表は樹木採取区の指定や資源の成熟等の状況を踏まえて更新する。

参考：上記森林計画区の主な選定基準

- ① 当該森林計画区における伐採計画の合計面積が、樹木採取区を指定することで、上限伐採面積(伐期齢等を踏まえて算定)を超えないこと
- ② 十分な人工林資源が存在すること(林道からの距離、林齢、地位級等に関して一定の条件を満たす人工林資源(蓄積)について、伐採計画に追加して基本形の樹木採取区を指定するだけの余力があること)

※森林計画区の伐採計画や人工林資源は、令和4年4月時点のもの

(様式1)

新規需要創出構想提供書

(構想提供者)

住 所 :

商号又は名称 :

代表者の氏名 :

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

T E L :

E-mail :

(留意事項)

- ・ 令和7年5月12日(月)までに実施要領2(2)の調査担当部局の電子メールアドレス宛にメールにて提出願います。
- ・ 関連する説明資料等があれば添付してください。
- ・ 項目名をそのままとし、全て別紙で提出することも可能です。
- ・ 実施要領6の留意事項を確認の上記載願います。

【I 構想提供者】

※ 構想提供者の業態(製材業者、住宅関連業者等)、木材取扱量(原木(丸太消費量、木材製品の製造量等)等、構想提供者の概要を記載ください。複数の実需者が連携して構想提供いただく場合は、中核となる実需者を明示の上、実需者ごとに作成してください。

【II 構想提供の内容】

1 新たな木材需要創出の内容等

- (1) 新たな木材需要創出の内容、時期及び規模(樹種別の素材消費量及び必要とする素材の樹種、材質、材長、径級その他の規格を含む)。

(2) 当該需要が発生する地域及び素材の集荷圏（樹木採取権制度の活用を希望する森林計画区名を含む。）

(3) 想定素材購入価格、最終消費者までのサプライチェーン（連携する川下の事業者の具体名）、目標とする規模に到達する年数とその道行き（計画・構想、進捗度合い、地域（地方公共団体等）との調整状況）、実現可能性・確実性に関する情報

2 事業の実施体制（1の実行のため連携が必要となる川上の事業者及びその労働力の状況、伐採後の再生林に係る労働力確保の見込み（雇用状況や事業者間での連携状況）等）

3 新たな木材需要創出のうち、樹木採取権制度により調達を希望する数量、時期及び民有林からの調達予定数量、民有林との連携・協調方策その他地域振興への寄与方策

4 その他